

兵庫県公報

令和3年12月2日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	2

公布された法令のあらまし

◎職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 期末手当の改正
 - ア 職員（再任用職員及び防災監等を除く。）の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の127.5から100分の120（特定幹部職員にあつては、100分の107.5から100分の100）に引き下げることにした。
 - イ 再任用職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の72.5から100分の67.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5から100分の57.5）に引き下げることにした。
 - ウ 防災監等の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の167.5から100分の162.5に引き下げることにした。
 - (2) 期末手当の特例
 - 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合を、次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める割合とすることとした。
 - ア 職員（再任用職員及び防災監等を除く。） 100分の112.5（特定幹部職員にあつては、100分の92.5）
 - イ 再任用職員 100分の62.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）
 - ウ 防災監等 100分の157.5
- 2 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正
 - (1) 期末手当の改正
 - 特別職に属する常勤の職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の167.5から100分の162.5に引き下げることにした。
 - (2) 期末手当の特例
 - 令和3年12月に支給する特別職に属する常勤の職員の期末手当の支給割合を100分の157.5とすることとした。
 - (3) 規定整備
 - その他規定の整備を行うことにした。
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (1) 期末手当の改正
 - 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の167.5から100分の162.5に引き下げることにした。
 - (2) 期末手当の特例
 - 令和3年12月に支給する任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の157.5とすることとした。
- 4 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正
 - 令和3年12月に支給する第2号会計年度任用職員の期末手当の支給割合を100分の127.5とすることとした。

条 例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第43号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改め、同条第6項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則第7条を次のように改める。

(期末手当の特例)

第7条 令和3年12月に支給する職員の期末手当に係る第25条第2項、第3項及び第6項の規定の適用については、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の92.5」と、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の52.5」と、同条第6項中「100分の162.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附則第5条を次のように改める。

(期末手当の特例)

第5条 令和3年12月に支給する職員の期末手当に係る第28条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改め、同項第2号中「100分の100.5」を「100分の97.5」に改め、同項第3号中「100分の50.25」を「100分の48.75」に改める。

第5条第2号中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改める。

附則第6項を次のように改める。

(期末手当の特例)

6 令和3年12月に支給する特別職に属する常勤の職員の期末手当に係る第3条第4項の規定の適用については、同項第1号中「100分の162.5」とあるのは「100分の157.5」と、同項第2号中「100分の97.5」とあるのは「100分の94.5」と、同項第3号中「100分の48.75」とあるのは「100分の47.25」とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年兵庫県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則第2項中「令和2年12月」を「令和3年12月」に、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の125」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に、「100分の165」を「100分の157.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第10条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」

に改める。

附則第4項中「令和2年12月」を「令和3年12月」に、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の125」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に、「100分の165」を「100分の157.5」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年兵庫県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「次項並びに第13条第1項及び第2項第2号において」を「以下」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(第2号会計年度任用職員の期末手当の特例)

- 4 令和3年12月に支給する第2号一般会計年度任用職員の期末手当に係る職員給与条例附則第7条において読み替えて適用する職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。
- 5 令和3年12月に支給する第2号教育会計年度任用職員の期末手当に係る教育職員給与条例附則第5条において読み替えて適用する教育職員給与条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。